



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月2日月曜日 第689号外1

◇ 目 次 ◇ 公 告

- 技能検定の実施（前期）.....（労政雇用課）..... 1
- 技能検定の実施（随時）.....（ ）..... 2

公 告

○ 公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和8年3月2日

愛媛県知事 中村時広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理（2級に限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備（2級に限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石張り及び石積みに係るものに限る。）、酒造、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	1級及び2級
造園、鑄造、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和8年6月10日（水）から9月9日（水）（とび職種において日程を延期する場合にあっては、令和8年9月10日（木）から11月11日（水））までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
造園、鑄造、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	3級	令和8年7月12日(日)
造園、金属熱処理（2級に限る。）、金属プレス加工、産業車両整備（2級に限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）	1級及び2級	令和8年8月23日(日)
金属熱処理	3級	

機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、電子機器組立、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、左官、畳製作及び内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、	1級及び2級	令和8年8月30日(日)
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、電気機器組立（配電盤・制御盤組立に係るものに限る。）、石材施工（石張り及び石積みに係るものに限る。）、酒造、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装及びフラワー装飾	1級及び2級	令和8年9月6日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

令和8年4月6日（月）から17日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市大可賀2丁目1-28 アイテムえひめ内

愛媛県職業能力開発協会

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和8年3月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立、電気機器組立（配電盤・制御盤組立に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、印刷、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び鋼橋塗装に係るものに限る。）及び工業包装	2級
さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立、電気機器組立（回転電機組立及び配電盤・制御盤組立に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形及びブロー成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装	3級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立、電気機器組立、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎級

注1 2級の試験については、当該職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができる。

2 3級の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

- 5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先
松山市大可賀2丁目1-28 アイテムえひめ内
愛媛県職業能力開発協会